

伊丹の課題を協働で解決！

令和8年度（2026年度）

伊丹市公募型 協働事業提案制度

募集要項

伊丹市内における地域課題に対し、市民活動団体等の経験や知識を活かし、団体と行政とが協働して取り組むことにより効果の上がる事業を公募する仕組みです。



協働事業の提案や、協働に関する相談を受付中！

お問い合わせ

伊丹市まちづくり推進課（072-780-3533）または
伊丹市立市民まちづくりプラザ（072-780-1234）



伊丹市マスコットたままる

様式のダウンロードや
これまでの事例等は
こちら▶



◆◇ 目 次 ◇◆

1 伊丹市公募型協働事業提案制度の概要	…	1ページ
・ 市民提案型	…	3ページ
2 協働のあり方	…	7ページ
3 様式	…	9ページ



「協働」のまちづくりとは



伊丹市における「協働」のまちづくりとは、「市民自らの意思によって参画し、市民と市が相互の信頼関係に基づいて、それぞれ果たすべき役割と責任を分担し、補完し合い、協力して進めていく」ことであると、「伊丹市まちづくり基本条例」に定めています。

1 伊丹市公募型協働事業提案制度の概要

伊丹市公募型協働事業提案制度とは？

本制度は、伊丹市内における地域課題に対し、市民活動団体等の経験や知識を活かし、団体と行政とが協働して取り組むことにより効果の上がる事業を公募する仕組みです。

両方にとってのメリット

- 事業の企画や運営、広報活動、会場・資金の確保などをお互いの得意分野で役割分担することができ、より効果的な事業の実施が期待できます。

団体にとってのメリット

- 行政と協働で事業を実施することで、団体の信用度を高めることができます。
- 団体として新たな展開やステップアップが図られます。

行政にとってのメリット

- 地域課題を深く知ることができ、多様化する市民ニーズに対応することができます。

★この制度には、「市民提案型」と「行政提案型」の二種類があります。

市民提案型

市の地域課題が解決できる事業を提案！
⇒ 詳細は3ページへ

行政提案型

市が挙げた課題を解決する事業を応募！
⇒募集する課題はホームページへ
※行政提案の募集が無い場合もあります。

制度の変更点について

本制度をより効果的に活用し、協働につなげていくため、令和 8 年度募集より、これまで実施していた「伊丹市参画協働推進委員会」による審査は実施しないこととなりました。

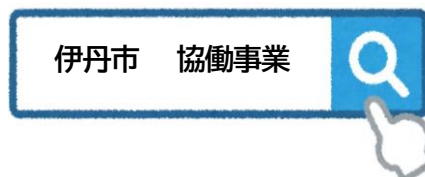
今後は、提案団体と担当課が地域課題に関する情報や意見の交換をする協議の場を設定し、対話を行いながら、協働の成立を図っていきます。協議に際しては、最適な形で協働できるよう、まちづくり推進課が市民まちづくりプラザと協力しながら、調整やサポートを行います。

本制度を活用して実施された協働事業（令和5年度）

事業名	団体名	提案内容	担当課
みんなが得する！口座振替制度（金融教育を通じた口座振替利用促進コーディネート） 行政提案	金融リテラシー向上実行委員会	市税の口座振替を推進するための啓発方法等の各種提案。	徴収課
相続・空き家対策事業 市民提案	一般社団法人 地方創生 パートナーズ	空き家の未然対策、適正管理、相続登記問題に関する啓発活動及び相談対応。	建築指導課
障害のある人も安心して暮らせる町づくり事業 市民提案	特定非営利活動法人 伊丹アドボカシー ネットワーク	伊丹市内の障害者サービス提供事業者の虐待防止に関する委員会の運営支援や研修の開催支援。	障害福祉課

過去に採択された事業の一覧は、まちづくり推進課ホームページに掲載しています。

事業実施の様子も、進捗状況として掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



市民提案型

伊丹市内における地域課題の解決や地域の活性化を目指す新たな事業、又はこれまで市が単独で実施してきた事業について、提案団体独自の視点から市に提案していただきます。

実施にあたっては提案団体が有する専門性や経験を活かし、企画から実施までのプロセスを市と役割を分担しながら協働で進めていただきます。

◆◆ 提案できる団体 ◆◆

原則として次の①から④までの要件を満たす必要があります。

- ① 伊丹市内に事務所、または伊丹市内での活動実績のある市民活動団体(※)、非営利の法人、事業者(個人での提案はできません)。
- ② 団体の構成員が5人以上おり、責任の所在が明確であるとともに合議制による意思決定がなされること。
- ③ 団体の運営に関する規則(規約、会則、定款など、名称は問いません)があること。
- ④ 団体の運営に伊丹市が関与していない団体。議員が役員となっていない団体。

※ 市民活動団体は、地縁型団体・テーマ型団体などをさします。実行委員会や共同事業体なども含みます。

◆◆ 提案できる事業 ◆◆

原則として次の①から④までの要件を満たす必要があります。

- ① 伊丹市内で実施する市民公益事業、又は伊丹市民が主たる担い手・参加者になる事業であること。
- ② 団体と市とが協働することによって効果が上がる事業であること。
- ③ 伊丹市の総合計画に沿った事業であること。
- ④ 協働で実施することが可能であり、その役割分担が明確かつ適切な事業であること。

注:地縁型団体(自治会・自治協議会等)が提案される場合、その団体の活動区域内の住民に対象を限定する事業は、この制度の対象からのぞきます。

◆◆ 提案時に提出していただく書類 ◆◆ ※相談の場合は、「相談シート」のみご提出ください。

- ① 伊丹市公募型協働事業「市民提案型」提案書(様式1)
 - ② 伊丹市公募型協働事業提案制度 事業実施計画書(別紙)
 - ③ 伊丹市公募型協働事業提案制度 収支計画書(別紙)
 - ④ 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類(任意書式)
 - ⑤ 団体の事業計画書及び収支予算書(任意書式)
 - ⑥ 前事業年度における団体の決算書(任意書式。本年度設立の団体は除く)
 - ⑦ これまでの活動内容を記載した書類(任意書式)
- その他、必要に応じて書類のご提出をお願いすることがあります。

※①から③の様式は伊丹市のホームページからダウンロードできます。
「伊丹市 協働事業提案制度」と検索してください。

事前相談



まちづくり推進課または市民まちづくりプラザへ

提案団体は、「相談シート」に記入し、提出します。

担当課との協議

情報交換・意見交換



まちづくり推進課が庁内で調整し、内容に応じた意見交換・協議の場を設定します。提案団体と担当課は、地域の課題についての情報・意見を共有し、事業の実施方法や役割分担等について話し合います。



提案書を作成する

提案団体は、担当課との協議を踏まえ、所定の提案書を作成します。

担当課への提案

改めて提案したい内容を説明



提案団体は、完成した提案書を提出し、担当課へ提案内容を説明します。

事業実施の
合意

事業化に向けた
協議を開始

団体が主体
となって
事業を実施

市は協賛・後援
等を検討

提案終了
または
担当課のフィ
ードバックを
踏まえ再検討

等

注意

- ・事前相談の際は、「相談シート」を作成してお持ちください。書き方についてのご相談もお受けします。
- ・令和9年度からの事業開始を想定し、市の予算を必要とする場合は、令和8年5月末日までにご相談ください。

ご案内

- ・公募型協働事業提案制度を利用しない場合においても、伊丹市との協働に関する相談がありましたら、時期に関わらずお寄せください。
- ・協働の相談をするにあたり、担当部署がわからない場合等は、本制度の活用も含め、まちづくり推進課または市民まちづくりプラザにご相談ください。担当部署との連絡調整を行います。

◆◇ 提案にあたってのチェックポイント ◇◆

提案したいことが協働事業に適しているか、以下の項目を参考に、事業計画書を作成してください。

項目		視点・ポイント
事業について	公益性	提案事業は、地域社会の発展または地域課題の解決に寄与するものであるか。また、特定の個人や団体だけが利益を受けるものにはなっていないか。 例えば・・・団体の知名度や利益を上げることのみを主目的とした事業ではない
	実現性	事業内容や実施方法に具体性があり、実現可能な方法になっているか。市と団体の役割分担が明確かつ適切か。 例えば・・・団体の規模に照らして、無理のない実施方法となっているか。
	協働性	団体と市が協働することによって、さらなる効果が期待できる事業であるか。また、それぞれの強みを活かし、対等な立場で実施できる事業であるか。 例えば・・・市の役割が、資金提供のみになっていないか。団体単独ではなく市と協働で実施する意義があるか。
	発展性	提案事業について、この先数年間の将来ビジョンを持っているか。 例えば・・・事業に継続性、発展性があるか。
団体について	実施能力	団体は、提案事業を実施する能力を有するか。 例えば・・・提案事業の基本となる活動を、団体ですすでに行ったことがある。

◆◇ 提出書類の取扱いについて ◇◆

- 制度運用の公正性や透明性を高めるため、提案団体名や提案事業の概要は、個人情報を除き、市ホームページ等で公開することがあります。
- 提出された書類等は、個人情報を除き、原則として情報公開の対象となります。

2 協働のあり方

伊丹市の「協働」のあり方は、伊丹市まちづくり基本条例第2条の基本理念(下記参照)に示されています。実際に市民と市が協働して地域の課題解決に取り組むにあたっては、より具体的なルールを市民と市で共有しておく必要があります。

(基本理念)

第2条 まちづくりは、市民が自らの意思によって参画し、市民と市が相互の信頼関係に基づいて、それぞれが果たすべき役割と責任を分担し、補完し合い、協力して進めなければならない。

(「伊丹市まちづくり基本条例」より)

◆◇協働のルール◇◆

協働で事業を実施するためには、次のルールに基づいて団体と行政の協働が行われているかを常にチェックしながら、進めることが大切です。

1. 目的の共有

団体と市は、達成しようとする目的を共有し、お互いの役割や責任分担を明らかにすることが大切です。

2. 相互理解

協働を実施するにあたっては、団体と市は相手の特長や違い、それぞれの立場を理解するよう努めることが不可欠です。

3. 相互変革

相手を理解した上で、目的を達成するために、もっとよい考え方や方法がある場合には、柔軟に対応することが大切です。これまでのやり方に固執することなく、お互いの影響によって、双方がより良く変わることを受け入れる姿勢を持つ必要があります。

4. 対等性の確保

協働を実施するにあたって、団体と市は下請けや従属といった上下関係ではなく、対等の関係を築くことによって、活発で建設的な意見交換が可能になると考えられます。

5. 自主性・自立性の尊重

協働を実施するにあたっては、団体と市はお互いの自主性を尊重しなければなりません。また、相互が依存関係に陥らないよう留意し、自立性を確立できる方向で実施することが大切です。

6. 情報共有と検証の実施

団体と市は情報を共有しながら協働を進める必要があります。また、ルールにあわせて協働が行われているかを検証してその結果を公表し、透明性を確保することが必要です。

◆◇協働の担い手 ◇◆

多様な担い手が協働することで、きめ細かく、質の高い公共サービスの提供が期待されるとともに、まちづくりの課題を市民と市で共有し、ともに解決策を探ることが可能になります。

公募型協働事業提案制度では、持続性のある公共サービスの提供を目指すという目的から、提案・応募できる協働の担い手は個人ではなく「団体」に限定しています。

提案できる団体については3ページをご覧ください。

◆◇ 協働のかたちとその範囲 ◇◆ (「伊丹市協働の指針」より)

協働によって行う事業には、主として次のようなかたちが考えられます。
事業の目的や内容、期待される効果、相手の特性によって最もふさわしい形態を選ぶことが大切です。

1. 後援

協働相手(団体)が主体的に行う事業に対し、伊丹市の後援名義使用を承認して、信用を付与することで事業の支援をします。実施の責任は主として主催者(団体)にあります。

2. 補助・助成

協働相手(団体)が主体的に行う事業に対して、市が財政的な支援を行うことです。実施の責任は主として主催者(団体)にあります。留意事項として、プロセスやお金の使途などの透明性や事業効果についての検証、公開の場を確保する必要があります。また、団体の自立性を損なわないような補助や助成を行うことも大切です。

3. 共催

協働相手(団体)と市が共に主催者となって、ひとつの事業を共に実施することです。互いが企画の段階から、熟議を重ね、役割分担や責任の所在、経費負担、成果の帰属などを明確にして実施する必要があります。

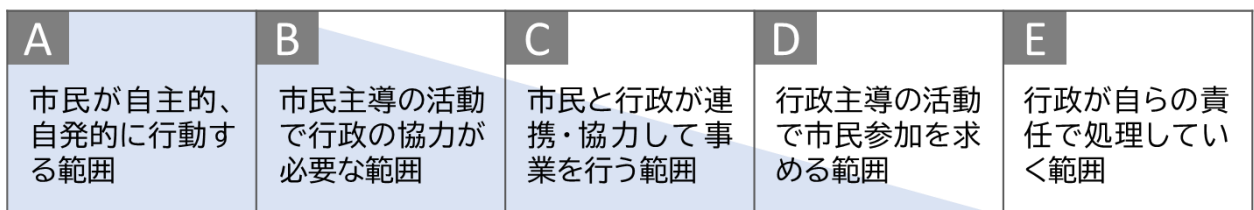
4. 委託

市の事業の実施を、協働相手(団体)に委託することです。協働事業としての委託の場合は、実施方法などについて、相手の意見を参考にするといい、相手の特性を活かせるような配慮が必要となります。事業についての最終的な責任と成果は委託者である市にあります。

5. 事業への協力

協働相手(団体)または市が主体として実施する事業について、1~4の形態以外で、協力し合って行うことです。ある事業について、協力団体を互いに紹介するコーディネートや、情報提供、広報協力など多様な協力方法が考えられます。

市民(団体)と市との協働の範囲(B~D)



例) 地域の行事、個人・団体による自立的活動、団体同士の協働事業など

例) 市の補助や助成を受けた事業、市の後援事業、市民・団体の事業への市の協力など

例) 共催で行う事業など

例) 市の事業の委託。市の事業への団体の協力など

例) 都市基盤整備事業、施設整備事業、許認可、行政処分など

提案事業の実現に向けて話し合いを進める中で、パートナーとしての関係をしっかりと築いて、一緒に事業をつくり上げていきましょう！



3 様 式

<事前相談用>

相談シート ……10 ページ

<申請書類>

様式1)伊丹市公募型協働事業「市民提案型」提案書 ……11 ページ

別紙)伊丹市公募型協働事業提案制度 事業実施計画書 ……12～13 ページ

別紙)伊丹市公募型協働事業提案制度 収支計画書・記入例 ……14～15 ページ



相談シート

公募型協働事業提案制度の申請にあたって、相談等をご希望される場合は、必要事項をご記入の上、市まちづくり推進課又は市民まちづくりプラザへお越しください。（記入できるところだけでも結構です。）

団体情報			
団体名			
代表者名			担当者名
電話番号			メールアドレス
構成員の 人数	人	団体の活動概要	
提案を検討している事業案			
事業名称（あれば）			
事業が必要な背景 （解決したい地域の 課題・現状）	（事業を計画、実施しようと思いついた地域の課題・現状・ニーズ等）		
事業の概要	（なぜ・何のために／誰を対象に／何を／どのようにやるか 等）		
役割分担	（市に期待する役割）		（団体の役割）
期待される効果			
事業にかかる経費 （概算で結構です）	（事業に経費がかかる場合、何にどれくらい必要か）		

(あて先)
伊丹市長様

(提案者)

団体名
代表者の名前

令和 8年度 伊丹市公募型協働事業「市民提案型」提案書

下記のとおり、提案します。なお、募集要項に掲げる提案団体・提案事業の要件を満たすとともに、添付書類の内容が事実と相違ないことを申し添えます。

記

1 提案事業名

2 提案事業の内容

「事業実施計画書」のとおり

3 団体について

ふりがな 団体名					
代表者の役職名・ <small>ふりがな</small> 名前					
主たる事務所所在地 (代表者住所)		〒			
電話		ファクス			
電子メール		ホームページ			
設立年月	年 月	構成員数	人		
担当者の役職名・ <small>ふりがな</small> 名前					
事業担当者連絡先(上記と異なる場合ご記入ください。)					
氏名		住所	〒		
電話		ファクス		電子メール	

【添付書類一覧】

- ①伊丹市公募型協働事業「市民提案型」提案書(様式1)
- ②伊丹市公募型協働事業提案制度 事業実施計画書(別紙)
- ③伊丹市公募型協働事業提案制度 収支計画書(別紙)
- ④団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類(任意書式)
- ⑤団体の事業計画書及び収支予算書(任意書式)
- ⑥前事業年度における団体の決算書(任意書式。本年度設立の団体は除く)
- ⑦これまでの活動内容を記載した書類(任意書式)

(別紙)

伊丹市公募型協働事業提案制度 事業実施計画書

(1) 事業名称(目的や内容をイメージしやすい内容で)
(2) 事業目的(箇条書きでも文章でも可)
<p>事業を検討した背景にある地域課題について現状認識を示した上で、なぜ解決が必要だと思うのか、どのような状態になることを目指すのか等について記載してください。</p>
(3) 具体的な事業内容(事業対象者、実施予定場所等についてお書き下さい)
<p>対象とする人の属性や参加人数、事業の規模等具体的に記載してください。</p>
(4) 協働での実施による効果・必要性
<p>事業の実施にあたり、「市と協働でなければできないことは何か」、「団体と市、それぞれが単独で実施する場合と比べ、より効果が得られるのはどのようなことか」等について記載してください。</p>
(5) 提案団体の特徴、強み等
<p>活動実績等を踏まえて、提案団体の強み等を記載してください。</p>

(6) 提案する協働事業における各主体の役割(箇条書きでも文章でも可)

①提案団体の役割

②市に期待する役割

③その他

(7) 将来の展望

「将来的に事業をどのように発展させていきたいか」等について記載してください。

(8) 事業実施スケジュール(時期は年度など、実施内容は箇条書きでも文章でも可)

時期	実施内容

(9) 事業実施に必要と想定される経費(14ページの「経費の考え方」、16ページの「記入例」を参考に、「収支計画書」を作成ください。)

(別紙)

伊丹市公募型協働事業提案制度 収支計画書

事業総額(見込み) 円

内、市が負担する経費 円

(収入)

区分	見積額(単位:円)	積算根拠(単価・数量等)
合計		

(支出)

区分	見積額(単位:円)	積算根拠(単価・数量等)
合計		

経費の考え方

- ・事業経費のかからない場合は、「収支計画書」は記入不要です。
- ・事業にかかる経費は、事業の継続性を高めるためにも、受益者からの負担金の徴収や、協賛金の募集等による資金確保に努めてください。
- ・収支計画書に記載された予算を市で全て負担できるとは限りません。できる限り支出削減やその他の資金獲得をご検討の上、申請をお願いいたします。

<支出経費の区分例>

旅費交通費	視察および講師招へい等に要する公共交通機関を利用する場合の運賃等
通信運搬費	郵便、電話料、宅配便等に要する経費
人件費	団体の構成員などが業務に従事した場合の賃金 (企画立案・分析・相談業務・システム構築・講師など知識や技術を要する業務・事業遂行上、専門性のある資格が必要な業務 等)
報償費	外部から講師・専門家を招へいする場合の謝礼等 ※団体の構成員が講師等を務める場合は「人件費」として算定すること。
会議費・会場費	会議等の会場使用料および備品借用費 ※市施設での実施、市所有備品の借上の場合、原則費用はかからないものと見込んでください。

印刷製本費	チラシ等の印刷費 ※市役所内での印刷が可能な場合は費用がかからないこともあり得ますが、一旦は外注印刷等の費用を調べて記載してください。
消耗品費	事業を実施する上で必要な機材、材料、消耗品等の経費
保険料	ボランティア保険料およびイベント保険料
委託料	会場設営の委託費用等

<事業経費として対象外の経費>

- ・団体の事務所等を維持するための経費
- ・団体の経常的な活動に要する経費
- ・食糧費(会議の茶菓子代、慰労会費など)
- ・施設整備費
- ・敷金・礼金等

等

伊丹市公募型協働事業提案制度 収支計画書

事業総額(見込み) 90,000 円

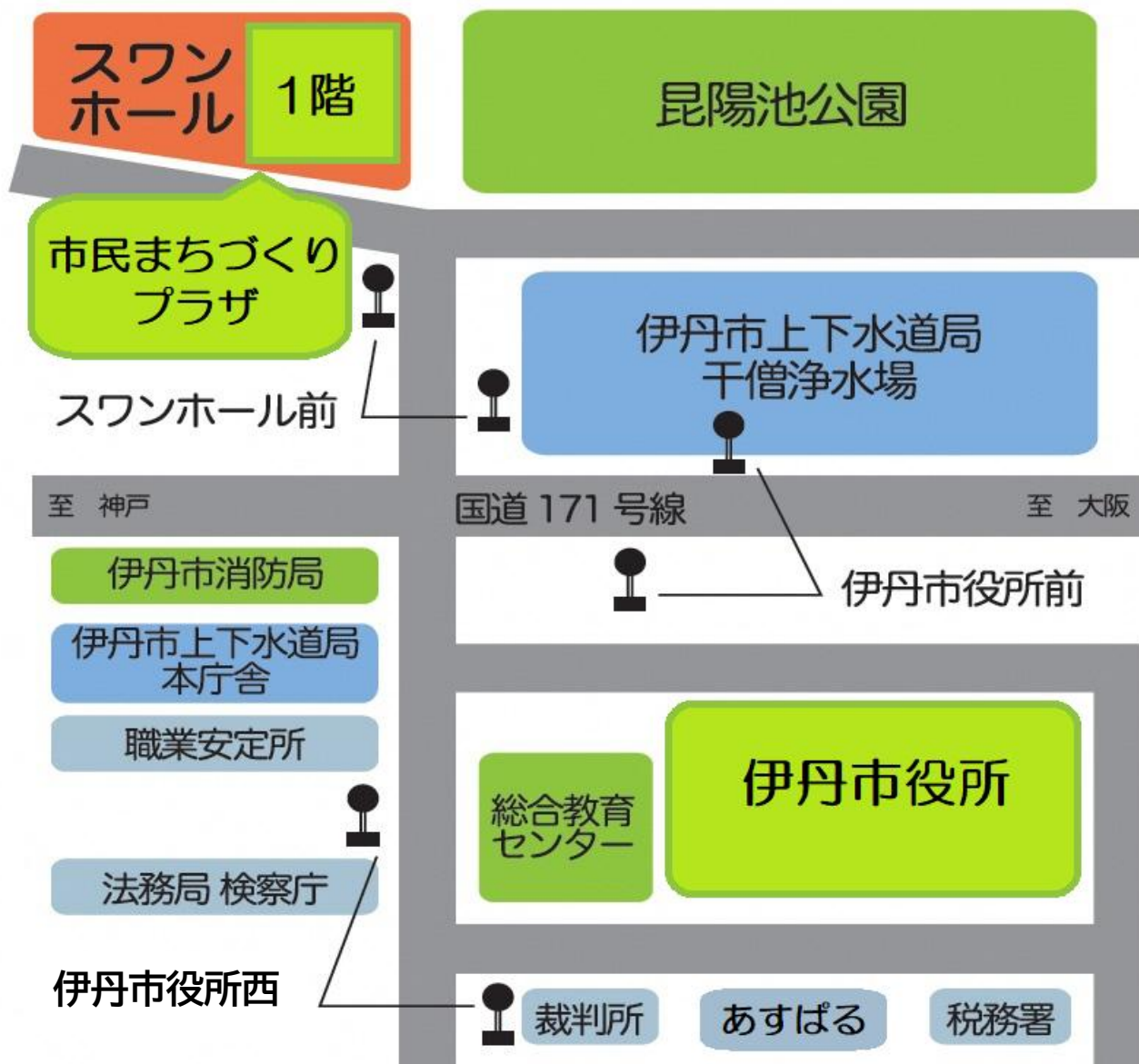
内、市負担金 20,000 円

(収入)

区分	見積額(単位:円)	積算根拠(単価・数量等)
市が負担する経費	20,000	外部講師謝礼金
協賛金	10,000	当日プログラムへの広告協賛費 5,000 円×2 社
参加費	40,000	200 円×100 人×2 回
自己資金	20,000	
合計	90,000	

(支出)

区分	見積額(単位:円)	積算根拠(単価・数量等)
印刷費	50,000	イベント告知チラシ 1,000 部×●円(A4・カラー表裏印刷) イベント告知ポスター50 部×●円(B3・カラー)
報償費	20,000	市民向けワークショップにおいて依頼する外部講師謝礼
保険料	20,000	100 円×100 人×2 回
合計	90,000	



■提案のご相談・お問い合わせ先

伊丹市 市民自治部 まちづくり推進課

伊丹市千僧1丁目1番地(伊丹市役所1階)

電話 072-780-3533

伊丹市立市民まちづくりプラザ

伊丹市昆陽池2丁目1番(スワンホール1階)

電話 072-780-1234